

諮問番号：令和元年諮問第4号

答申番号：令和2年答申第3号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別障害者手当（以下「手当」という。）の受給資格を喪失させた処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、本件処分は十分な説明がなされないまま行われたものである等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成21年11月1日以降、平成29年度まで継続して手当を受給していた。
- 2 審査請求人は、平成30年1月6日に病院に入院し、同年4月15日に退院した。
- 3 審査請求人は、処分庁に対して、平成30年8月10日付けで手当の資格喪失届を提出した。
- 4 処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行ったことを平成30年8月14日付けで通知した。
- 5 審査請求人は、平成30年9月11日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、病院等に継続して3箇月を超える入院があった場合に手当の受給資格を喪失することについては認識しておらず、資格喪失届は職員に強制的に記入させられたものである、通知された文書の説明は役所の都合のいいように解釈することができるものである、平成30年11月に手当の支給手続に瑕疵があったため支給が遅れたが、そのことについても手続の不備等の問題があるのではないかと主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、次の事由から、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 手当受給者は、支給要件に該当しなくなった時は速やかに必要事項を記載した届

- 出書を支給期間に提出しなければならないことが、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下「省令」という。)第16条において準用する第9条において定められており、個別に受給者が当該要件を具体的に認知していたかどうかは、処分の効力発生とは直接的な関わりは有していない。
- (2) 病院等への入院が3箇月を超えて引き続く場合に届出が必要であることは、特別障害者手当認定通知書、手当の額の改定に際し送付する特別障害者手当改定通知書及び毎年実施する現況調査に係る説明書類において明記しており、現況調査に係る説明書類においては、特別障害者手当を受給されている方が病院・診療所等への入院が3箇月を超えて引き続くときは手当の受給資格がなくなる旨も明記している。
- (3) 平成30年11月9日に審査請求人に支給する予定であった手当は、事務の遅延により支給が遅くなったものであり、本件処分を取消す根拠とは、直接の関わりを有していない。

第5 法令の規定等について

- 1 手当の支給要件については、法第26条の2において「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(略)を支給する。ただし、その者が次の各号にいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定されており、このただし書に該当する場合として、同条第3号に「病院又は診療所(略)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき」が掲げられている。
- 2 手当の資格喪失の届出については、省令第9条において「受給者は、(略)支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、個人番号、支給要件に該当しなくなつた理由及び該当しなくなつた年月日を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。」と規定されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 手当の支給要件については、法第26条の2において「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(略)を支給する。ただし、その者が次の各号にいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定されており、このただし書に該当する場合として、同条第3号に「病院又は診療所(略)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき」が掲げられている。

イ 手当の資格喪失の届出については、省令第9条において「受給者は、(略)支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、個人番号、支給要件に該当しなくなつた理由及び該当しなくなつた年月日を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。」と規定されている。

ウ 処分庁が手当の受給資格を認定した際に送付する特別障害者手当認定通知書には、「次のいずれかに該当するときは、14日以内にこの通知書をご持参のうえ、

福祉事務所へお届けください。」「Ⅱ. 特別障害者手当を受給している方 病院や診療所への入院が3ヵ月以上継続するとき。」と記載されている。

エ 手当の額が改定された際に処分庁が送付する特別障害者手当改定通知書には、ウと同様の記載がされている。

オ 処分庁が毎年行う現況調査の通知にも、ウと同様の記載とともに、別紙として注意事項をまとめた通知文を送付し、「特別障害者手当を受給されている方が施設へ入所されたとき、又は、病院・診療所等への入院が3ヵ月を超えて引き続くときは手当の受給資格がなくなりますので、○へ届け出てください。」と下線及び太字で記載されている。

カ 京都府においては、町村分に係る手当の支給事務を保健所において担当しているが、手当の受給資格喪失については、○市と同様に、認定通知書、現況調査の提出依頼文書の中に記載し教示を行っている。

キ 以上のことから、手当の受給資格の喪失については、法令に要件や手続が規定されているだけでなく、処分庁においては、手当の受給資格を認定した際に送付する特別障害者手当認定通知書や毎年度の現況調査の通知の際には、特に別紙として注意事項をまとめた通知文を送付するなど適宜教示を行っている。また、教示の内容に誤りはなく、程度や方法、記載の文書の難易度においても不適當なものであるとは言えない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えているので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和元年8月7日 審査庁が審査会に諮問

令和元年8月22日 第1回調査審議（第1部会）

令和元年8月22日 審査請求人から口頭意見陳述の申立て

令和元年9月19日 第2回調査審議（第1部会）

令和元年10月1日 審査請求人に対し口頭意見陳述の実施を通知

令和元年10月15日 審査請求人から口頭意見陳述の実施予定日に出席が困難である旨の連絡

令和元年11月21日 第3回調査審議（第1部会）

令和2年1月23日 第4回調査審議（第1部会）

令和2年2月20日 第5回調査審議（第1部会）

令和2年3月3日 審査請求人に対し口頭意見陳述の実施を通知

- 令和2年3月17日 審査請求人から口頭意見陳述の実施予定日に出席が困難である旨の連絡
- 令和2年3月19日 第6回調査審議（第1部会）
- 令和2年4月10日 口頭意見陳述に代わる書面提出の期限（書面の提出なし）
- 令和2年6月3日 第7回調査審議（第1部会）
- 令和2年7月1日 第8回調査審議（第1部会）
- 令和2年7月2日 答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 手当の支給要件については、法第26条の2において「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（略）を支給する。」と規定されているが、この限りでない場合として、同条第3号に「病院又は診療所（略）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき」が掲げられているところ、審査請求人は、平成30年1月6日に病院に入院し、同年4月15日に退院した。
- 2 処分庁が手当の受給資格を認定した際に送付する特別障害者手当認定通知書には、「病院や診療所への入院が3ヵ月以上継続するとき」には福祉事務所に届け出るべき旨が記載されており、手当の額が改定された際に処分庁が送付する特別障害者手当改定通知書にも、同様の記載がされている。
- 3 また、処分庁が毎年行う現況調査の際に送付する通知書にも、2と同様の記載とともに、別紙として注意事項をまとめた文書を添付しており、当該文書には、「特別障害者手当を受給されている方が施設へ入所されたとき、又は、病院・診療所等への入院が3ヵ月を超えて引き続くときは手当の受給資格がなくなりますので、〇へ届け出てください。」という記載がされている。
- 4 上記のとおり、手当の受給資格については、法に欠格要件が規定されており、処分庁においては、手当の受給資格を認定した旨の通知を行うとき、手当の額が改定された旨の通知を行うとき及び現況調査を行う旨の通知をするときには、適宜教示を行っており、このような教示を経て行われた本件処分に、違法又は不当な点は認められない。
- 5 結論
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳